

第1章 はじめに

(1) 背景と目的

本市の公共交通については、2008年に策定した交通政策の基本方針を示した「にいがた交通戦略プラン」に基づき、新バスシステム・BRTの導入、区バス・住民バスの拡充等の施策に取り組んできました。

これらの施策については一定の成果を挙げつつあるものの、少子・超高齢化の進展や都市間競争の激化等、本市を取り巻く環境は厳しい現状にあります。

国においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方が重要とされ、「立地適正化計画」と「地域公共交通網形成計画」とが一体となってまちづくりを推進していくことが必要とされています。

また、2014年11月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）が施行され、「地域公共交通網形成計画」を策定することができるようになりました。

地域公共交通網形成計画では、国の交通政策基本法の基本原則に則るとともに、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築することが求められています。

本市は立地適正化計画を2017年3月に策定しており、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に則り、持続可能な地域公共交通網を形成するための「地域公共交通網形成計画」を市民並びに関係機関と協働で策定します。

本計画は、このような状況に鑑み、市全体の公共交通に関する整備・利用促進等を進めるものです。

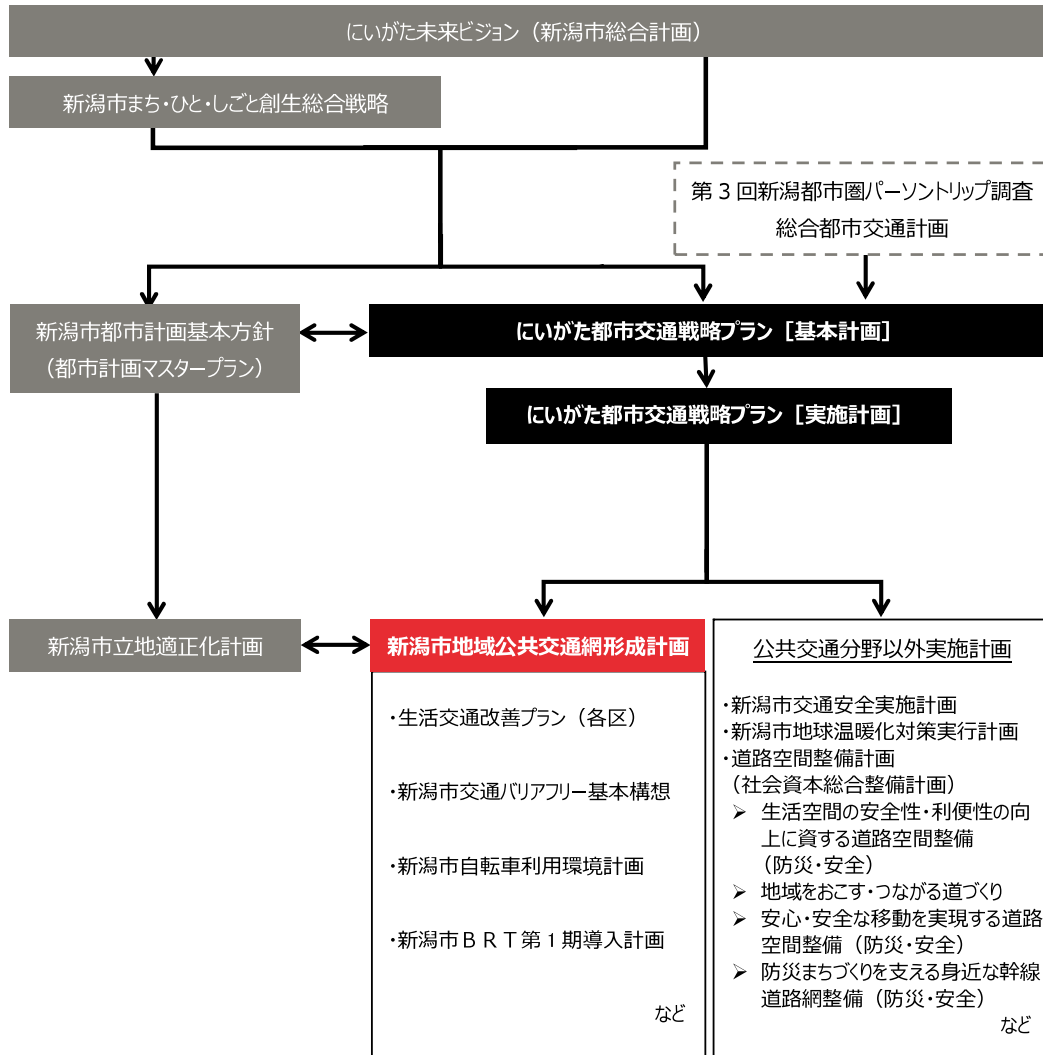
2019年7月

(2) 計画の位置づけ

◆新潟都市圏や本市の上位関連計画との関係

本計画は、「にいがた都市交通戦略プラン【基本計画】」を上位計画とし、「立地適正化計画」と一体となって、今後4年間で取り組む公共交通施策等を定めます。

なお、本計画は、「交通政策基本法」の基本理念に則り、一部改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に定める、地域公共交通網形成計画として策定します。



(3) 計画の区域

新潟市全域とします。

(4) 計画の対象期間

本市の最上位計画である「にいがた未来ビジョン」と整合を図るため、2019年度から2022年度までの4年間とします。

「にいがた都市交通戦略プラン」と「新潟市地域公共交通網形成計画」の関係

にいがた都市交通戦略プラン（10年間）

概ね10年間で本市が目指す交通の将来像実現に向けた取り組みを市民の皆さまと共有し、協働でまちづくりを進めるため、新たな交通施策の基本的な方針を定めたもの。

目標：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち

新潟市地域公共交通網形成計画（4年間）

にいがた都市交通戦略プラン[基本計画]の公共交通分野について、概ね10年間で本市が目指す姿の実現に向けた取り組みのうち、持続可能な公共交通ネットワークを形成するための4年間の基本的な方針と目標を示すもの。

目標：持続可能な公共交通ネットワークの形成

